

保医発 1228 第 2 号  
令和 3 年 12 月 28 日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
( 公 印 省 略 )

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 4 年 1 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の定義について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

別添 1

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の一部改正について

別添 1 の第 2 章第 9 部 J 0 4 1 - 2 ( 1 ) に次を加える。

カ 寛解期の潰瘍性大腸炎で既存の薬物治療が無効、効果不十分又は適用できない難治性患者(厚生省特定疾患難治性炎症性腸管障害調査研究班の診断基準)に対しては、寛解維持を目的として行った場合に限り、原則として一連につき 2 週間に 1 回を限度として 48 週間に限って算定する。なお、医学的な必要性から一連につき 2 週間に 2 回以上算定する場合又は 48 週間を超えて算定する場合には、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

また、初回実施に当たっては、医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

「特定保険医療材料の定義について」  
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

別表の の 049 ( 1 ) に次を加える。

カ 寛解期の潰瘍性大腸炎の寛解維持を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器(回路を含む。)であること。